

上下水道分野の取組について

令和8年3月23日
国土交通省 水管理・国土保全局
上下水道審議官グループ

ウォーターPPPの概要

○水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間(R4～R13)において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式(**管理・更新一体マネジメント方式**)を公共施設等運営事業と併せて「**ウォーターPPP**」として導入拡大を図る。

[管理・更新一体マネジメント方式の要件]

①**長期契約(原則10年)**、②**性能発注**、③**維持管理と更新の一体マネジメント**、④**プロフィットシェア**

○国による支援に際し、**管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。**

○地方公共団体等のニーズに応じて、**水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能**である。なお、**農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能**である。

○関係府省連携し、各分野における**管理・更新一体マネジメント方式が円滑に運用されるよう、モデル事業形成支援を通じた詳細スキーム検討やガイドライン、ひな形策定等の環境整備を進める。**

ウォーターPPP

公共施設等運営事業(コンセッション)
[レベル4]

長期契約(10～20年)
性能発注
維持管理
修繕
更新工事
運営権(抵当権設定)
利用料金直接収受

上・工・下一体:1件(宮城県R4)
下水道:3件
(浜松市H30、須崎市R2、三浦市R5)
工業用水道:2件(熊本県R3、大阪市R4)

管理・更新一体マネジメント方式
[レベル3, 5] 新設

長期契約(原則10年)*1
性能発注*2
維持管理
修繕
【更新実施型の場合】 更新工事
【更新支援型の場合】 更新計画案やコンストラクションマネジメント(CM)

*1管理・更新一体マネジメント方式(原則10年)の後、公共施設等運営事業に移行することとする。
*2民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発注」を徹底。
管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

複数年度・複数業務による
民間委託
[レベル1～3]

短期契約(3～5年程度)
仕様発注・性能発注
維持管理
修繕

水道:1,400施設
下水道:552施設
工業用水道:19件

①長期契約

- 契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、**原則10年とする**。

②性能発注

- 性能発注を原則**とする。ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

(性能規定の例)・処理施設:処理後の水質が管理基準を満たしていること

・管路施設:適切に保守点検を実施すること(人員、時期、機器、方法等は民間事業者委ねる。)

③維持管理と更新の一体マネジメント

- 維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「**更新実施型**」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「**更新支援型**」を基本とする。

④プロフィットシェア

- 事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するため、**プロフィットシェアの仕組みを導入**すること。(更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。)

(プロフィットシェア*1の例)

- ①契約時に見積もった工事費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする。
- ②契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする*2。

ケース	工事費	維持管理費	LCC削減(プロフィット)
①	2削減		2
②		2削減	2

プロフィット
シェア

官	民
1	1
1	1

*1:プロフィットシェアの仕組みとしては、契約後VE等を想定。

*2:「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.6 日本下水道協会)によれば、ユーティリティ費(使用量)や修繕費が削減されたときでも削減分を清算しない事例が多い。

「複数自治体による事業運営の一体化」と「集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置」

基本認識

事業運営

人口減少に伴う収入の減少、職員数の減少、維持管理業務の拡大
 → **広域連携**に伴う**事業規模拡大による業務執行体制の強化**を

施設配置

更新需要の増大、人口減少に伴うシステム効率の低下
 → **集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置**を

強靱で持続可能な上下水道インフラを次世代に守り継ぐ

という、将来に対する使命を果たす!!

(1) 複数自治体による事業運営の一体化

執行体制の強化に向けた事業運営の一体化をはじめとする広域連携を国主導で推進

- ① 国の基本方針策定や各主体の責務の明確化、都道府県による広域連携の推進
 (都道府県による協議会の設置、広域連携推進のための計画策定)
- ② 様々な広域連携の取組を可能とする制度の充実
 (都道府県による公共下水道の管理や復旧代行、大都市等による維持修繕・改築代行制度)
- ③ 事業運営の一体化に向けた取組を支える財政支援 (個別補助事業)
- ④ 事業運営の一体化に取り組みやすくする仕組み (資機材規格・仕様の統一、積算基準整備)
- ⑤ 事業運営の一体化の規模等の考え方とメリットの共有
 (都道府県単位やそれ以上の広がりも視野に入れ、少なくとも10万人程度の人口規模を確保)
- ⑥ 地元企業が長期的に安定して参画できる広域型の「水の官民連携」の推進
 (地元企業が主体的に参画できる仕組みづくり)

(2) 集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置

人口減少により既存の集約型システムが非効率となる地域は、多様なシステム・技術を組み合わせ、分散化など「施設の最適配置」を推進

- 【水道】
- ① 給水区域内の集約型と分散型のベストミックスの実現
 (分散型を導入する場合の考え方、制度上の位置づけ、手続き等の整理)
 - ② 分散型システムのDX技術開発、効率的な維持管理手法の構築
 (分散型システムの技術開発の推進、広域連携や他のインフラ分野との連携)
 - ③ 小規模水道の今後のあり方
 (全ての国民が将来にわたり持続的に安心して水を使用できるよう、水道法適用外の水道を含む小規模水道のあり方をナショナルミニマム確保の観点から引き続き検討)
- 【下水道】
- ① 汚水処理システム全体の最適化(集約型・分散型のベストミックス)
 (下水道整備予定区域を厳選する考え方の提示、ベストミックスの再点検)
 - ② 下水道区域の縮小・廃止に係る手続きの明確化
 (分散型システムに転換する手続きの明確化)

(3) 上下水道を将来に繋ぐための人材確保・育成

- ① 人材確保に向けた広報手法の確立と産学官連携体制の構築 (リアルな広報、モデル事業)
- ② 生産性向上による処遇・労働環境改善 (DX実装、積算基準整備)
- ③ 広域的な人材確保・育成のネットワーク構築 (他分野連携、専門人材プール機関の活用)

(4) 老朽化対策を着実に進める経営の実現

- ① 危機感を共有する経営課題の見える化 (維持管理情報の公表)
- ② 更新を見据えた適正な料金設定の考え方の明確化
 (算定基準の明確化や収支見通しの公表)
- ③ 経営基盤強化の加速化
 (国土強靱化、事業運営の一体化、分散化、複線化等への財政支援)



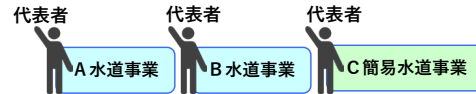
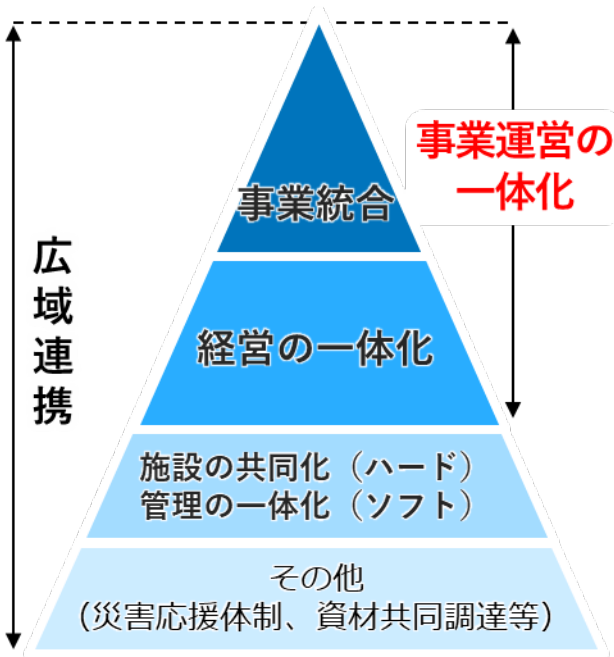
事業運営の一体化と施設の最適配置(イメージ)

取組の方向性

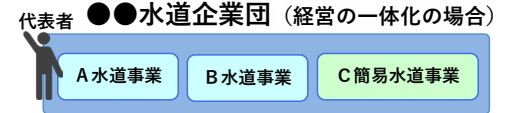
上下水道の「複数自治体による事業運営の一体化」の推進

- 広域連携には様々なレベルがあるが、経営基盤の強化の観点からは、複数の自治体が一体となって上下水道事業の基盤である人員・施設・財源といった経営資源を管理し運営する**事業運営の一体化(事業統合または経営の一体化)**を特に推進する必要
- 事業運営の一体化により、執行体制の強化、運営規模の拡大、一元的なマネジメントが図られ、事業体・住民・産業界全体への多様な効果・メリットを期待

事業運営の一体化（事業統合または経営の一体化）



一部事務組合の設置等



※ 事業統合の場合は、事業認可（水道）や事業計画（下水道）を一本化するため個々の事業は残らない（会計・料金も原則統一）

期待される効果・メリット

執行体制の強化

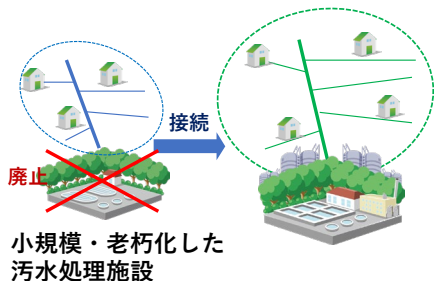
- ・ 技術職はじめ職員確保ができない自治体も、**専門能力（技術力、発注能力、マネジメント能力）を確保**職員確保と最適配置により、増大する**維持管理・改築業務を執行する能力の向上**と、従前取り組めなかった**経営改善、業務見直し等の経営課題の抜本的検討も可能**に
- ・ 組織内で動員できる職員数の充実による**災害対応力の強化**
- ・ 中長期的な**人材確保**（広域的・計画的な採用）とそれに伴う**技術の継承**に寄与

規模の効果と一元的なマネジメント

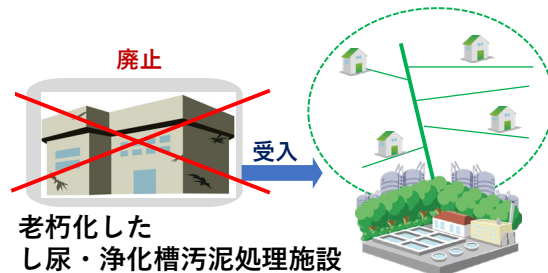
- ・ 管理の一体化（経営事務や維持管理の共同実施）や施設の共同化（施設の共用、資機材の共同確保）による**事業費の抑制と料金上昇の抑制**
- ・ **集約型と分散型のベストミックス**による施設の最適配置の検討も促進
- ・ 発注規模の拡大や資機材等の規格の統一化により、**地元企業が創意工夫を活かし長期的に安定して参画できる官民連携**を促進

施設の共同化(ハード)

- ・ 汚水処理施設の統廃合

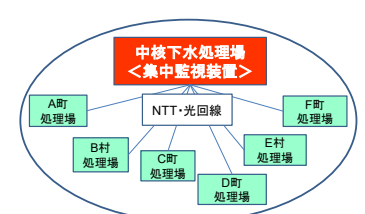
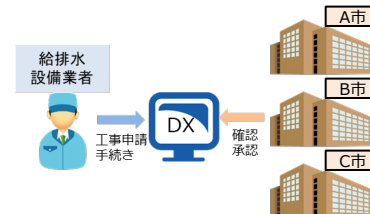


- ・ し尿・浄化槽汚泥の受入



管理の一体化(ソフト)

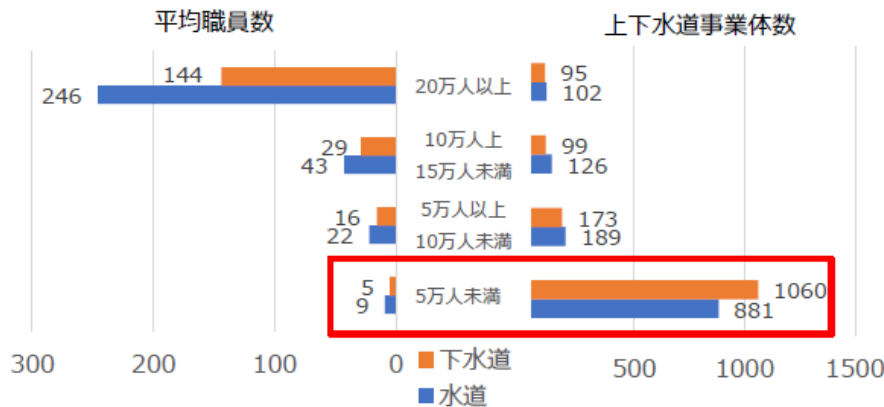
- ・ 維持管理業務の共同発注や水質検査等の事務委託
- ・ 広域型の「水の官民連携」
- ・ 台帳、給排水工事申請、集中監視など各種システムの統一



上下水道事業の広域化・一体化・ウォーターPPPの導入

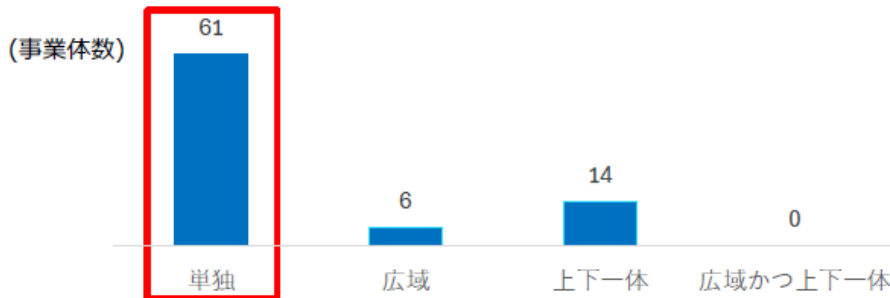
- 上下水道システムの多くは基礎自治体単位で設計されており、官業や規模の小ささに起因する課題も見られる。特に、**小規模自治体においては人材や財源の不足、施設の老朽化といった問題が顕在化**する中、ウォーターPPPなどの官民連携によって、資源を有効活用し、経営を効率化することが重要。
- その際、**個別委託による小規模案件の乱立は非効率**であり、事業の広域化を妨げてしまう可能性にも留意。現在、複数の自治体でウォーターPPPの導入検討が進んでいるが、アクションプランの改訂も併せ、**経営の広域化**など、**効率化を前提とした制度設計を促していく必要**。

◆ 規模別の上下水道事業体数と平均職員数



(出所)令和4年度版水道統計・下水道統計より国土交通省作成資料を基に財務省作成。
(注)水道事業：簡易水道事業を除く
下水道事業：公共下水道事業

◆ ウォーターPPP導入時の形態（検討数含む）



(出所)国土交通省調査を基に財務省作成 (令和7年10月時点)

◆ 污水管改築にあたっての方針

PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改訂版)(令和5年6月2日 PFI推進会議決定)(抄)

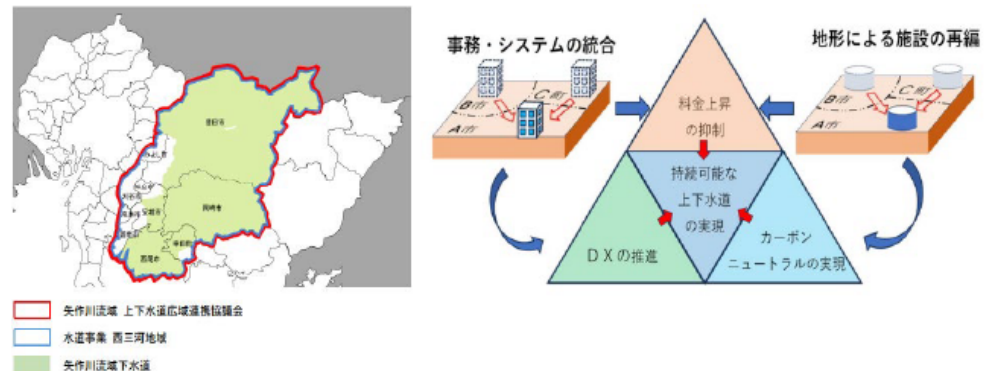
ii) 各重点分野における取組

③ 下水道

汚染管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する。このことについて、地方公共団体に周知し、ウォーターPPPの導入検討の促進を図る。

⇒ 令和9年度を目前に、「駆け込み」的にPPP導入を検討する自治体が増加

◆ 愛知県西三河地域における上下一体化かつ広域化の取組



⇒ 県と市町等で連携した上下水道一体化に向けて取組を開始(全国初)

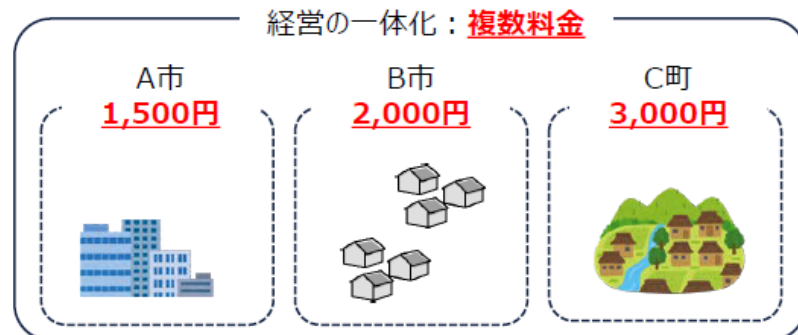
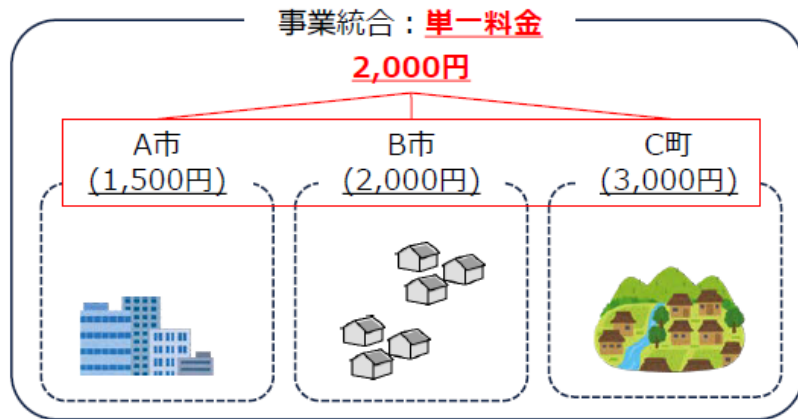
(出所)第4回上下水道政策の基本的なあり方検討会 (令和7年5月)

上下水道事業における複数料金体系の検討

- 上下水道事業の広域連携の形態としては、経営主体と料金体系を一つに統合する「**事業統合**」が主流となっているが、**自治体間の料金格差から住民合意を得ることが困難**であることが課題。広域化をより促進していくためには、経営主体を統合して規模のメリットを享受しつつ、**統合前の複数の料金体系を維持する「経営の一体化」**についても検討すべき。
- 下水道事業では、「**汚染者負担の原則**」に基づき**汚濁負荷に応じた使用料(水質使用料)**を徴収する「**従質料金**」体系(*)の導入も考えられる。これにより、**排水処理コストの公平化**が図られるほか、高負荷配水の排出者による**自主的な水質改善**が促進され、**汚水管路や周辺環境への負荷軽減**に繋がるといった効果も期待できる。

(※) 水質使用料制を採用しているのは、令和4年度時点で1,424事業体中79事業体。(出所)下水道統計(日本下水道協会)

◆ 「事業統合」と「経営の一体化」(イメージ)



⇒ 地域ごとのコストに応じた複数料金体系で広域化を促進

◆ 「汚染者負担の原則」に基づく下水道料金設計(イメージ)



「汚染者負担の原則」に基づく下水道料金設計の事例(大阪市)

汚水排出量	BOD* ¹ (もしくはCOD* ²)またはSS* ³ の濃度	適用される区分	ランク	水質区分 (mg/L)	BODまたはCOD(円/m ³)	SS(円/m ³)
1,250 m ³ /月以上	200mg/L以下	一般汚水使用料	A	201~300	17	18
	201mg/L~2,600mg/L	一般汚水使用料 + 水質使用料	B	301~450	37	44
	2,600mg/Lを超える	下水道へ排出不可	C	451~600	60	72
			D	601~850	90	110
			E	851~1,100	128	158
			F	1,101~1,350	167	206
			G	1,351~1,600	205	253
			H	1,601~1,850	243	301
			I	1,851~2,100	281	349
			J	2,101~2,600	323	410

(*)1) BOD(Biochemical Oxygen Demand) ……生物化学的酸素要求量
 (*)2) COD(Chemical Oxygen Demand) ……化学的酸素要求量
 (*)3) SS(Suspended Solids)……浮遊物質質量
 (出所) 大阪市HP

【参考】地方公共団体の調達について

契約の原則(一般競争入札)

地方自治法 第234条

(契約の締結)

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

(略)

公募型プロポーザル方式(地方公共団体における随意契約の一類型)

地方自治法施行令 第167条の2

(随意契約)

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(略)

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(略)

総合評価方式(一般競争入札)

地方自治法施行令 第168条の10の2

第百六十七条の十の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。 (略)